

### 3 抜け駆け登録への対策

#### (1) 抜け駆け登録されないためには

自社商標を他者に先駆けて出願することが唯一の手段です。また、同一あるいは類似の商標が使用された際に登録がなされていれば、商標権者として差止請求や損害賠償請求を行うことで、市場から排除することも可能です。

#### (2) 抜け駆け出願(登録)を発見した場合には

##### ① 相手の権利を無効化するため法的措置をとる

出願中であれば、異議申し立てや情報提供など、その国の制度に基づく対抗手段の手続きを行います。また、登録がなされた場合には、無効審判請求が最も適当な手段です。手続きには、当該国の商標制度に精通し、現地代理人などのコネクションを持つ国内の弁理士事務所等を通じて行うことになります。

著名商標であることを主張して取消申立を行ったり、登録後3年間使用実績がなければ、不使用取消請求を行うなどの方法があります。いずれも相当の時間や経費、労力がかかることや、立証の難しさが大きなハードルとなります。

##### ② 商標権を買い取るか使用料を支払う

抜け駆け登録者から買取や支払要求があった場合には、抜け駆け登録を助長させないためにも応じないことが適切です。

事情によっては、権利を買い取ったり、使用料を支払うこともやむを得ない場合がありますが、公的相談窓口や弁護士等にまず相談することが大切です。

#### (3) 詳しい対策を学ぶ

抜け駆け登録への最善の対策は、前述のとおり、他者に先駆けて出願することです。

しかしながら、特に中小企業では、商標の重要性や手続などが分からないため出願を見送ってきたなどの理由も少なからずあるかもしれません。

特許庁では、こうした問題に対し、支援するため、様々な資料を公開していますのでその一部を紹介します。

##### ①「知っておこう商標のキホン ～商標制度の概要～」

初心者向けの資料ですが、商標の基礎知識から海外で商標を守るための解説がなされています。

特許庁のホームページの下記URLにアクセスしてご覧になることができるほか、(社)長崎県発明協会(大村市池田 2-1303-8)において、DVD版の貸し出しも行う

ています。

知っておこう商標のキホン ～商標制度の概要～

知っておこう商標のキホン 海外で商標を守るには  
～商標制度の概要～

**マドリッド協定議定書に基づく出願**  
世界統一の様式で一つの言語  
(英語)により書類を作成  
※一度に複数の国に出願可能

ブロードバンド (512k) ナローバンド (300k)

知っておこう商標のキホン ～商標制度の概要～ 通して見る (約20分/84MB)

- イントロダクション (約1分/5MB)
- 商標とは (約3分/14MB)
- 商標のはたらき (約4分/16MB)
- 商標を登録するためには (約5分/22MB)
- 商標権について ～“似ている”とは～ (約3分/13MB)
- 海外で商標を守るには (約1分/6MB)
- エンディング (約2分/9MB)

地域団体商標 紹介ビデオ サポートします! 地域ブランド  
～地域団体商標を登録するためには～

DVD版の貸し出しについて

もっと詳しく知りたい方はこちら  
商標について

Copyright © Japan Patent office and INPIT. All Rights Reserved.

【特許庁ホームページ】[http://www.jpo.go.jp/seido/s\\_shouhyou/kihon\\_video.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/s_shouhyou/kihon_video.htm)

## ②中国、台湾版商標権冒認出願 対策マニュアル

企業や自治体の法務部門向けに最近の冒認出願の実例に鑑み、事前・事後にとり得る対策及び手続の流れ、実際に日本企業が第三者から商標を取り戻した事例等を紹介したマニュアルが公開されています。

【特許庁ホームページ】

ホーム » 外国知的財産権情報 » 冒認商標対策 » 中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策について

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo\\_syutugantaisaku.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm)